

議案第103号

大山町特別医療費助成条例の一部を改正する条例について

大山町特別医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

大山町長 竹 口 大 紀

大山町特別医療費助成条例の一部を改正する条例

大山町特別医療費助成条例（平成 17 年大山町条例第 95 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（受給資格証の提示） 第 7 条 医療費受給者は、療養又は医療を受けようとするときは、当該療養又は医療を受ける医療機関等に受給資格証を提示しなければならない。<u>ただし、受給資格証の交付を受けた医療費受給者が受給資格証に代えて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード及びオンライン資格確認端末を用いて、医療機関等が受給資格情報を取得及び閲覧することができる場合は、この限りでない。</u>	（受給資格証の提示） 第 7 条 医療費受給者は、療養又は医療を受けようとするときは、当該療養又は医療を受ける医療機関等に受給資格証を提示しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。